

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

富士市長 小長井 義正

市町村名 (市町村コード)	富士市 (22210)
地域名 (地域内農業集落名)	江尾地区 (江尾地区)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和5年11月9日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

本地区は、富士市東部の山林に囲まれた茶園地であるが、区画形状の悪く、非効率的な農作業を強いられている状況にある。しかしながら、新東名高速道路が隣接して整備される等、農作物の市場流通に恵まれている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

基盤整備事業により、区画整理を実施することにより、営農環境を改善し、農業の効率化と安定的な農業の継続を推進していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	約17 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	約17 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

基盤整備事業の範囲が農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
担い手への集積を進めるために、ほ場の平坦化及び十分な幅員を有する園内道路を整備することで農作業の効率化を促し、農業競争力の強化を図る。
(2)農地中間管理機構の活用方針
基盤整備事業を行うことが前提の地区であるため、地権者には農地中間管理事業への協力をお願いしている。
(3)基盤整備事業への取組方針
基盤整備事業を行い、区画整理を実施することにより、営農環境を改善する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
大半の圃場を一人の担い手に貸すのが前提で事業を行っている。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
圃場の管理に有効活用できるのであれば、農業支援サービス事業者との連携も考えていく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

・農作業の省力化